

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

新型コロナウイルス感染症と診断された方には、管轄の保健所等から順次、連絡しています。

陽性者数が増加している場合、連絡に時間がかかることがありますので、自宅等に待機していただきますようお願いします。

療養に関する詳しい内容は、島根県ホームページをご確認ください ⇒



島根県 コロナ



☆自宅待機（療養）中の注意点

- ・感染拡大防止のため、原則^(※)外出をしないでください。
- ・毎日、健康観察（1日2回の体温測定、症状の記録）をお願いします。
- ・同居者との生活空間を分け、極力個室から出ないようにしてください。
- ・部屋を出るときは手をアルコール消毒し、マスクを着用してください。

(※) 災害等で自宅待機（療養）が危険な場合は、命を守る行動を優先してください。

☆療養期間

【症状がある場合】

発症日（症状が出現した日）から、10日経過かつ症状軽快後72時間経過後に療養解除となります。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	...	10日
発症		症状 軽快	24時間	24時間	24時間		療養 解除

【症状がない場合】

検体採取日から8日目に療養解除となります。

0日	1日	2日	3日	4日	...	7日	8日
検体 採取							療養 解除

*療養解除については、保健所等から改めて連絡があります。

☆自宅待機（療養）中の医療機関への受診について

新型コロナウイルス感染症による発熱や風邪症状（せき、鼻水など）には、市販薬を使用することも可能ですが、体調が悪化した場合などは、診断を受けた医療機関、かかりつけ医又は「健康相談コールセンター」へ電話でご相談ください。

緊急の場合は、ためらわずに119番に電話し救急要請してください。

*受診や救急要請の際には、必ず新型コロナ陽性であることを伝えてください。

【参考】緊急性の高い症状

表情・外見	・顔色が明らかに悪い ・唇が紫になっている ・いつもと違う、様子がおかしい
息苦しさなど	・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・胸の痛みがある ・生活をしていて少し動くと息苦しい ・横になれない。座らないと息ができない ・肩で息をしている ・突然(2時間以内を目安)ゼーゼーしはじめた
意識障害など	・ぼんやりしている(反応が弱い) ・もうろうとしている(返事がない) ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

☆同居者へのお願い

家族等の同居者は、原則として濃厚接触者となります。

最終接触日または家族内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
最終接触						解除

なお、一定の要件を満たせば、待機期間が短縮される場合がありますので、詳細は島根県ホームページをご確認ください。

濃厚接触者とそのご家族へ ⇒



☆健康相談コールセンター

保健所	管轄	専用電話番号
松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900